

○経済産業省告示第 号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき、経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件

第一条 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号。以下「規則」という。）第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合は、次の表の上欄に掲げる規則別表第四の事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、	経済産業大臣が別に定める場合
--------------	--------------	----------------

	<p>一 濃度</p>
	<p>大気中の物質の濃度に係る事業</p>
<p>機械又は装置</p>	<p>イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置</p> <p>ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置</p>
	<p>分析を事業所で行わない場合</p> <p>分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者であつて、当該有害物質の</p>

<p>業</p> <p>水又は土壌中の物質の濃度に係る事業</p>	
<p>イ 非自動はかり</p> <p>ロ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水</p> <p>ハ 対象物質の分析方法に</p>	<p>ハ U字型マンノメーター、傾斜型マンノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計</p>
<p>質量を測定する分析を行わない場合</p> <p>純水を使用しない場合</p> <p>分析を事業所で行わない場合</p>	<p>運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）に依頼する場合</p> <p>排ガスの分析を行わない場合</p>

<p>二 特定濃度</p>	
<p>大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業</p>	
<p>イ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排水処理 のための装置</p>	<p>応じ必要となる排ガス処理のための装置</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排水処理 のための装置</p> <p>ホ ガラス電極式水素イオン濃度検出器</p> <p>ヘ ガラス電極式水素イオン濃度指示計</p>
<p>有害物質の処理を処理業者に依頼する場合</p>	<p>分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合</p> <p>水素イオン濃度を測定しない場合</p> <p>水素イオン濃度を測定しない場合</p>

三 音圧レベル			
	水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業		
イ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析	対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	ロ U字型マンノメーター、傾斜型マンノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	排ガスの分析を行わない場合
周波数分析を行わない場合	有害物質の処理を処理業者に依頼する場合		

第二条 規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる

<p>四 振動加速度レベル</p>	
<p>三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア</p>	<p>器若しくはソフトウェア ロ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア</p>
<p>周波数分析を行わない場合</p>	<p>周波数分析を行わない場合</p>

事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>規則別表第四の事業の区分</p>	<p>一 熱量</p>	<p>二 濃度</p>
<p>特定計量器その他の器具、 機械又は装置</p>	<p>非自動はかり</p>	<p>大気中の物質の濃 度に係る事業</p>
<p>経済産業大臣が別に定めるもの</p>	<p>ひょう量が百グラム以上であつて目量又は感 量が一ミリグラム以下のもの</p>	<p>イ 非自動はかり</p>
<p>目量又は感量が一ミリグラム以下のもの（排 ガスの分析を行う場合は、ひょう量が百グラ ム以上のものに限る。） 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有</p>	<p>ロ 対象物質の分析方法に</p>	

---

---

---

応じ必要となる排ガス処  
するもの

理のための装置

ハ対象物質の分析方法に  
有害物質の排出を防ぐこと  
ができる性能を有  
するもの

じ必要となる排水処理の  
するもの

ための装置

ニ 温度計

(1) 排ガスの分析を行う場合

計量範囲が零度から五百度と等しいかこれ  
よりも広いものであつて、目量が二度以下の  
もの

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

計量範囲が零度から四十度と等しいかこれ  
よりも広いものであつて、目量が二度以下の  
もの

---



三 特定濃		
大気中のダイオキ	業 質の濃度に係る事 水又は土壌中の物 イ	
イ 非自動はかり	ロ 対象物質の分析方法に イ 非自動はかり 理のための装置 ハ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排水処理 のための装置	ホ ガスメーター
目量又は感量が一ミリグラム以下のもの（排	目量又は感量が一ミリグラム以下のもの 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの 目量又は感量が一ミリグラム以下のもの 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの	の 一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるもの

度

シン類の濃度に係  
る事業

ロ 対象物質の分析方法に

応じ必要となる排ガス処

理のための装置

ハ 対象物質の分析方法に

応じ必要となる排水処理

のための装置

ニ 温度計

ガスの分析を行う場合は、ひょう量が百グラ  
ム以上のものに限る。）

有害物質の排出を防ぐことができる性能を有  
するもの

有害物質の排出を防ぐことができる性能を有  
するもの

(1) 排ガスの分析を行う場合

計量範囲が零度から五百度と等しいかこれ  
よりも広いものであつて、目量が二度以下の  
もの

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

<p>水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業</p>	
<p>イ 非自動はかり ロ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排ガス処理のための装置 ハ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排水処理</p>	<p>ホ ガスメーター</p>
<p>目量又は感量が一ミリグラム以下のもの 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの 有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの</p>	<p>計量範囲が零度から四十度と等しいかこれよりも広いものであつて、目量が二度以下のもの 一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるもの</p>

	<p>四 音圧レベル</p>	
<p>イ 音圧レベル校正器</p> <p>ロ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア</p> <p>ハ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア</p> <p>ニ 三分の一オクターブバ</p>	<p>日本工業規格C1515(2004)に規定するクラスーのもの</p> <p>三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベル以上の音圧レベルを記録できるもの</p> <p>三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるもの</p> <p>二十ヘルツから一万二千五百ヘルツまでの範</p>	

<p>五 振動加速度レベル</p>	<p>ンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア</p> <p>ホ データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア</p>	<p>囲の周波数を分析できるもの</p> <p>五十ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベル以上の音圧レベルを記録できるもの（偏差が正負一デシベル以内のものに限る。）</p>
<p>イ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア</p>	<p>エ ア</p>	<p>一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベル以上の振動加速度レベルを記録できるもの</p>

	<p>ロ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア</p> <p>ハ データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア</p>	<p>一ヘルツから八十ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるもの</p> <p>一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、四十五デシベル以上の振動加速度レベルを記録できるもの（偏差が正負一デシベル以内のものに限る。）</p>
--	--	--

附 則

この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。